

## [事案 30-299] 契約解除取消等請求

・令和元年 12 月 25 日 裁定終了

### <事案の概要>

保険会社が解除原因となる事実を知った日から 1 か月を経過して契約解除されたこと等を理由に、契約解除の取消しおよび給付金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

気管支炎の治療により入院したので、平成 29 年 10 月に契約した医療保険にもとづき入院給付金を請求したところ、告知義務違反により契約を解除された。しかし、以下の理由により、契約解除を取り消して、入院給付金および遅延損害金を支払ってほしい。

(1) 保険会社は、被保険者が告知日から 2 年以内に病院を受診していたこと等を平成 29 年 10 月付診断書により知っていたのだから、同年 12 月の契約解除通知は、保険会社が解除の原因となる事実を知った日からその日を含めて 1 か月を経過した後に発信されたものであり、契約解除は無効である。

(2) 責任開始期前の疾患と、本入院の原因となった疾患との間には因果関係はない。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1) 当社が被保険者の具体的受診内容等を確認できたのは、調査会社の報告書を受領した平成 29 年 12 月である。

(2) 医療記録からは、気管支炎と、告知されていなかった気道炎等との間に因果関係が全くないとはいえない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社は解除の原因となる事実を知った日から 1 か月以内に本契約の解除について申立人に通知していると認められる一方、本入院と不告知事実との間に因果関係がないとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。